

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から同年11月まで

昭和41年9月から同年11月までの国民年金保険料納付記録について、年金事務所に照会を行ったところ、国民年金保険料納付の事実が確認できるが、保険料は還付されているとの回答であった。

申立期間の国民年金保険料が還付される理由も無く、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳により、申立人は、昭和41年9月から同年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、特殊台帳により、申立期間を含む昭和41年1月から42年4月までの国民年金保険料が同年8月31日に還付決定されていることが確認できるが、申立期間について、申立人及びその妻は、厚生年金保険等に加入しておらず、国民年金の強制加入対象期間であったと考えられることから、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和41年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 574

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 4 月に A 町（現在は、B 町）役場で婚姻届を提出した際に、役場の担当者から国民年金への加入を勧奨されたので国民年金加入手続きを行い、担当者から「国民年金保険料は 20 歳到達時に遡って納付することとなる。」との説明を受け、役場の窓口で国民年金保険料を一括納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えているのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の直後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和 47 年 4 月頃に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和 47 年 4 月 1 日と記載され、A 町の被保険者名簿及び特殊台帳においても、申立人の国民年金被保険者の資格取得年月日は同日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1219

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月20日から20年8月27日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A社B事業所に勤務していた昭和19年3月20日から20年8月27日までの期間について脱退手当金が支給されたこととされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金は昭和21年6月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立期間に係る事業所を退職後、当該制度が創設されるまでの約16年間、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたC社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているC社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号

で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ  
ると、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立  
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで

昭和 51 年 11 月にA社に入社し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が 54 年 7 月 1 日とされており、それ以前の被保険者期間が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、入社時期の特定はできないものの、申立人は、申立人の雇用保険の資格取得日である昭和 53 年 11 月 21 日以前からA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、国（厚生労働省）の記録において、A社は、昭和 54 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、申立期間の人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保存しておらず、当時の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間の保険料控除の有無については不明であるものの、厚生年金保険の適用年月日より前の期間については、保険料を控除していないと推察されると回答している。

さらに、申立人と同日付けでA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得している同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 7 月 1 日より前の期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間の一部期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時におけるA社の複数の役員は、申立期間の一部期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。